

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県海面漁業調整規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

水産課

【告示】

- 情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の指定の一部改正
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定
- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 知事指定薬物の指定の失効
- 岡山県防除実施基準の変更
- 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分
- 都市計画の変更

情報政策課

環境管理課

指導監査室

医薬安全課

林政課

港湾課

都市計画課

【公告】

- 平成三十一年度前期技能検定試験の実施
- 平成三十一年度技能検定試験（随時実施分）の実施
- 公共測量の終了

労働雇用政策課

〃

監理課

目次

担当課（室）

- 宇野港港湾計画の変更
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

港湾課
建築指導課

【人事委員会】

- 平成三十一年度岡山県職員A採用試験（Aピール型）の実施
- 平成三十一年度第一回岡山県警察官採用試験の実施

人事委員会

〃

◎岡山県規則第二号

岡山県海面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条第八号中「の四点」を「ホの五点」に、「三直線」を「四直線」に改め、同号ハ中「イと倉敷市児島唐琴鵜石鼻とを結んだ直線と」及び「から倉敷市大畠鷺羽山山頂見通し線との交差点」を削り、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 倉敷市大畠神道山山頂と倉敷市堅場島南端とを結んだ直線の延長線と倉敷市児島唐琴鵜石鼻から玉野市大槌島頂上見通し線との交差点

第四十条中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第十五号までを二号ずつ繰り上げる。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

第五十八条第一項第一号中「第四十四条まで」を「第四十二条まで、第四十四条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第七十九号

平成十六年岡山県告示第九十七号（情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十一年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一の表一の項中「昭和二十五年岡山県規則第十六号」を「昭和二十五年岡山県規則第五十六号」に改め、同表四の項中「第二条第一項」を「第二条」に、「第三条」を「第四条」に改め、同表五の項中「第二条第一項」を「第二条」に、「第四条」を「第五条」に、「第五条」を「第六条」に、「第六条第一項」を「第七条」に、「第七項」を「第八

「

第八條第 一項	事業報告書等の提出
第八條第 三項	閲覧に係る書類提出（所轄庁の変 更を伴わない場合）
第八條第 四項	閲覧に係る書類提出（所轄庁の変 更を伴う場合）

を

第十條 事業報告書等の提出

に、「第十條」を「第十二條」

に、「第十一條第一項」を「第十三條第一項」に、「第十一條第二項」を「第十三條第二項」に、「清算人就職届出」を「清算人就任の届出」に、「第十二條」を「第十四條」に、「第十三條」を「第十五條」に、「第十六條」を「第十八條」に改め、同表九の項中「第五條第一項」を「第六條第一項」に、「第七條」を「第八條」に、「第九條」を「第十條」に、「第十條」を「第十一條」に、「第十一條」を「第十二條」に、「第十三條」を「第十四條」に、「第十五條」を「第十六條」に、「第十六條」を「第十七條」に、「第十八條第一項」を「第十九條第一項」に、「第二十一條第一項」を「第二十二

条第一項」に、「第三十五条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第四十一条第二項」を「第四十二条第二項」に、「第四十二条」を「第四十三条」に改め、同表十の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則」に、「第一種フロン類回収業者（第二種特定製品引取業者・第二種フロン類回収業者） 廃業等届出」を「第一種フロン類充填回収業者廃業等届出」に、「第八条」を「第六条」に改め、同表十一の項

中

第十四条 第二項	産業廃棄物処理業再開届出
第十五条	産業廃棄物処理業変更届出

を

に、「第十八条の三第一項」を

第十四条 第二項	産業廃棄物処理業再開届出
-------------	--------------

「第十八条の二第二項」に、「第十八条の三第二項」を「第十八条の二第二項」に、

を

第十八条 の四	特別管理産業廃棄物処理業変更届出
第十八条 の五	特別管理産業廃棄物処理業許可証再交付申請

に、「第十八条の七」を「第十

第十八条 の三	特別管理産業廃棄物処理業許可証再交付申請
------------	----------------------

八条の五」に、「廃棄物最終処分場届出台帳閲覧請求」を「指定区域台帳・廃棄物最終処分場届出台帳閲覧請求」に改め、同表十三の項中「浄化槽休止（廃止）届出」を「浄

化槽休止届出」に改め、同表十四の項中「指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則」を「指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則」に、「指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設）指定（許可）事項変更届出」を「指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（許可）事項変更届出」に改

め、同表十五の項を削り、同表十六の項中

許可営業者承継届出
営業許可申請事項変更届出
食品衛生責任者設置（変更）届出

を

に改め、同項を同表十五の項とし、同項

の次に次のように加える。

十六 岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第六十号）	第十七条	ふぐ処理施設休止（再開）届出（廃止に係るものを除く。）
--------------------------------------	------	-----------------------------

一の表中十七の項を削り、十八の項を十七の項とし、同表十九の項中「化製場・死亡獣畜取扱場設置許可申請書」を「化製場又は死亡獣畜取扱場の設置許可申請書」に改め、同項を同表十八の項とし、同表中二十の項を十九の項とし、二十一の項を二十の項とし、二十二の項を二十一の項とし、同表二十三の項中「岡山県家畜衛生保健所条例施行規則」を「岡山県家畜保健衛生所条例施行規則」に改め、同項を同表二十二の項とし、同表中

二十四の項を二十三の項とし、二十五の項から三十一の項までを一項ずつ繰り上げ、同表三十二の項中「場合に」を「者の」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表中三十三の項を三十二の項とし、三十四の項を三十三の項とし、同表三十五の項中「第六条」を「第五条」に、「小型船舶係留施設使用許可申請」を「係留施設使用許可申請（小型船舶係留施設に係るものを除く）」に改め、同項を同表三十四の項とし、同表三十六の

項中

第二十二 条第二項	屋外広告業廃止届出	屋外広告業変更届出
--------------	-----------	-----------

を

に改め、同項を同表三十五の項

第二十二 条の第三 一項	屋外広告業登録事項変更届出
第二十二 条の四	屋外広告業廃業等届出

とし、同表中三十七の項を三十六の項とし、同表三十八の項中「第十条」を「第九条」に改め、同項を同表三十七の項とし、同表三十九の項中

第七十二 条第一項	収入証紙売りさばき人指定事項変更届出
--------------	--------------------

を

を

第七十二 条第一項	収入証紙売りさばき場所変更申請
第七十二 条第二項	収入証紙売りさばき人指定事項変更届出

に、「第七十二条第二項」を「第

七十二条第三項」に改め、同項を同表三十八の項とし、同表中四十の項を三十九の項とし、四十一の項を削り、四十二の項を四十の項とし、四十三の項を四十一の項とし、四十四の項を四十二の項とする。

「

◎岡山県告示第八十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「要措置区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、要措置区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 要措置区域として指定する区域

真庭市三崎字昭和八六〇番二の一部、八六〇番三の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）

第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

三 講ずべき措置

規則別表第五の一の項の中欄に定める地下水の水質の測定

四 備考

1 指定する要措置区域の詳細は、省略し、当該要措置区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成三十年十二月十一日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

◎岡山県告示第八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十一年三月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護センター敬愛

2 所在地

岡山県津山市沼四五六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社敬愛

2 所在地

岡山県津山市東一宮二二番地の一〇

三 廃止年月日

平成三十一年二月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇〇七二九

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第八十二号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成三十一年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 N―（ニ―フルオロフェニル）―N―「ニ―（ニ―フェニルエチル）ピペリジン―四―イル」プロパンアミド（通称名Ortho-fluorofentanyl、ニ―Fluorofentanyl、o-fluorofentanyl）及びその塩類

2 N―（四―メトキシフェニル）―N―「ニ―（ニ―フェニルエチル）ピペリジン―四―イル」ブタンアミド（通称名p-Methoxybutyrylfentanyl、Paramethoxybutyrylfentanyl、四―Methoxybutyrylfentanyl）及びその塩類

3 N―エチル―（ニ―フルオロフェニル）プロパン―ニ―アミン（通称名ニ―FEA、ニ―fluoroethamphetamine）及びその塩類

4 N―（ニ―アミノ―三・ニ―ジメチル―オキソブタン―ニ―イル）―（シクロヘキシルメチル）―H―インドール―三―カルボキサミド（通称名ADB―CHMICA）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成三十一年三月一日

◎岡山県告示第八十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の三第一項の規定により岡山県防除実施基準を変更したので、岡山県農林水産部林政課及び各県民局農林水産事業部森林企画課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

◎岡山県告示第八十四号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

平成三十一年三月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 銀	一台	不明
二六インチ 黒	一台	香川警察A A八五〇五八
二六インチ 銀	一台	岡山南A八一八〇一
二六インチ 黒	一台	玉野H一一〇六五
二六インチ 赤	一台	玉野H〇三七一八一
二六インチ 黒	一台	香川警察A C五四六八六
二六インチ 白	一台	不明
二六インチ 黒	一台	不明
二六インチ 黒	一台	不明
二四インチ 黒	一台	不明
二六インチ 赤	一台	玉野H〇五九六七
二六インチ 黒	一台	玉野H〇九三〇〇
二六インチ 黒	一台	池田一一〇五六七
二六インチ 青	一台	不明
二六インチ 赤	一台	不明
二六インチ 赤	一台	不明
二六インチ 銀	一台	不明
二四インチ 赤	一台	不明
二六インチ 白	一台	香川警察A A七一一三〇
二六インチ 銀	一台	香川警察A C七九五一二
二六インチ オレンジ	一台	不明

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成三十年十一月九日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル北県駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三一三一―三二二一

◎岡山県告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画都市高速鉄道を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画都市高速鉄道

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

〔八四〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、平成三十一年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成三十一年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 実施する検定職種及びその等級

1 一級及び二級

職 種	作 業
<p>園芸装飾 造園 造園 製造 金属熱処理（一級は学 科試験のみ実施） 粉末冶金 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 布はく縫製</p>	<p>室内園芸装飾作業 造園工事作業 铸铁铸件铸造作业、非鉄金属铸件铸造作业 一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・ 炎熱処理作業 成形・再圧縮作業 普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値 制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、 マシニングセンタ作業 数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業 金属プレス作業 製缶作業、構造物鉄工作業 内外装板金作業、ダクト板金作業 曲げ板金作業 治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業 コールドチャンネルダイカスト作業 電子機器組立て作業 回転電気組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業 建設機械整備作業 婦人子供注文服製作業 ワイシャツ製造作業</p>

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

職 種	家具製作 家具製作 印刷 プラスチック成形 強化プラスチック成形 石材施工 とび 左官 築炉 ブロック建築 タイル張り 畳製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 化学分析 表装 塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾
作 業	家具手加工作業 木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業 オフセット印刷作業 射出成形作業 手積み積層成形作業 石張り作業 とび作業 左官作業 築炉作業 コンクリートブロック工事作業 タイル張り作業 畳製作作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業 プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業 保温保冷工事作業 ビル用サッシ施工作業 化学分析作業 表具作業、壁装作業 建築塗装作業、金属塗装作業 広告面粘着シート仕上げ作業 フラワー装飾作業

2 単一等級

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

塗料調色 産業洗浄	調色作業 高圧洗浄作業
--------------	----------------

3 三級

職種	作業
園芸装飾 造園 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 ブロック建築 化学分析 塗装 広告美術仕上げ 舞台機構調整 フラワー装飾	室内園芸装飾作業 造園工事作業 鑄鉄鑄物鑄造作業 一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・ 炎熱処理作業 普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面 研削盤作業、マシニングセンタ作業 曲げ板金作業、打出し板金作業 電気めっき作業 機械組立仕上げ作業 機械検査作業 電子機器組立て作業 大工工事作業 とび作業 左官作業 コンクリートブロック工事作業 化学分析作業 金属塗装作業 広告面粘着シート仕上げ作業 音響機構調整作業 フラワー装飾作業

二 手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験
(1) 手数料

ア 一級、二級、三級（在校生を除く。）及び単一等級

職 種 名	手 数 料	
	減額対象者	そ の 他
園芸装飾、造園、鑄造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、建築大工、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、化学分析、表装、塗装、塗料調色、広告美術仕上げ、舞台機構調整、産業洗浄、フラワー装飾	八、九〇〇円	一七、九〇〇円
機械検査、婦人子供服製造	五、九〇〇円	一四、九〇〇円

職 種 名	手 数 料	
	減額対象者	そ の 他
園芸装飾、造園、鑄造、金属熱処理、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、電子機器組立て、建	二、九〇〇円	一一、九〇〇円

イ 三級（在校生に限る。）

装飾 塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、フラワー 築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、	
機械検査	二、九〇〇円
	九、九〇〇円

ウ 手数料の免除について

高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校をいう。以下同じ。）の生徒（県外に設置されている高等学校に在学する場合にあつては、県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）が次のいずれかに該当するときは、当該生徒に係る実技試験手数料を免除する。

(ア) 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている世帯（保護を停止されている世帯を含む。）に属する者であるとき。

(イ) 当該生徒と同一の世帯に属する者であつて、主として当該生徒の生計を維持している者（定時制課程に在籍している生徒のうち勤労している生徒にあつては、当該生徒）が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により市町村民税を納付していないとき、又は市町村民税の均等割のみを納付しているとき。

(ウ) 当該生徒と同一の世帯に属し、主として当該生徒の生計を維持している者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害、災害その他の事由により生活に困難し、かつ、その者の他に学資を負担する者がないと認められるとき。

(2) 実施期日

平成三十一年六月七日（金曜日）から同年九月十日（火曜日）までの間において、別途岡山県職業能力開発協会（三二を除き、以下「協会」という。）が指定する日に行う。

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

(4) 問題の公表

平成三十一年五月三十一日（金曜日）に、協会の事務所に掲示して行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

2 学科試験

(1) 手数料

三、一〇〇円

(2) 実施期日

検定職種ごとに次のとおり行う。

ア 一級及び二級

職 種 名	実 施 期 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、布はく縫製、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装	平成三十一年八月二十五日(日曜日)
粉末冶金、機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成三十一年九月一日(日曜日)
園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾	平成三十一年九月八日(日曜日)

イ 単一等級

職 種 名	実 施 期 日
産業洗淨	平成三十一年八月二十五日(日曜日)

塗料調色

平成三十一年九月八日(日曜日)

ウ 三級

職 種 名	実 施 期 日
園芸装飾、造園、鑄造、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、フラワー装飾	平成三十一年七月十四日(日曜日)
金属熱処理	平成三十一年八月二十五日(日曜日)

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

三 受検申請の手続

1 提出書類

(1) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
次に掲げる書類(申請書を提出する者の氏名及び生年月日を確認することができるものに限る。)のいずれかの写し等。ただし、行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)の写しについては、個人番号が記載されている箇所を塗りつぶすこと。

ア 運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三の在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項の特別永住者証明書その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類

イ 生徒手帳又は学生証

ウ 旅券

(3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

岡山県職業能力開発協会

岡山市北区内山下二丁目三番一〇号（〒七〇〇一〇八二四）

3 受付期間

平成三十一年四月三日（水曜日）から同月十六日（火曜日）まで

4 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会の事務所で交付する。なお、郵便による送付を希望する者は、協会へ請求すること。

(2) 申請書について、郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）をする場合は、書留郵便又はこれに準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送等による申請書は、3の受付期間内の消印又は通信日付印のあるものに限り受け付ける。

(3) 高等学校の生徒が実技試験手数料の減額対象者の適用又は免除を受けようとする場合は、申請書を在学中の高等学校を経由して提出すること。

四 手数料の納付

手数料は、申請書の提出時に納付すること。なお、実技試験又は学科試験を免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

五 合格発表

1 合格者については、受検番号を2の合格発表日に協会の事務所に掲示するほか、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に掲載する。

2 合格発表を行う期日

検 定 職 種 の 等 級	合 格 発 表 日
三級（金属熱処理を除く。）	平成三十一年八月三十日（金曜日）

前記以外のもの

平成三十一年十月四日（金曜日）

六 その他

1 天災その他やむを得ない事由により協会が技能検定の全部又は一部を実施することができない場合には、当該技能検定に係る実施職種、実施期日、実施場所、申請書の提出期限その他当該技能検定の実施に必要な事項について変更することができる。

2 不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六一二二六一七三三七）又は協会（電話〇八六一二二五一五四七）に問い合わせること。

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

〔八五〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、平成三十一年度技能検定試験（随時実施分）を次のとおり実施する。

平成三十一年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 実施する検定職種及びその等級

1 二級（受検しようとする職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「旧規則」という。）第六十一条の基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受検することができる。）

職 種	作 業
鑄造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 染色 婦人子供服製造 紳士服製造	鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業 ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業 普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業 金属プレス作業 構造物鉄工作業 ダクト板金作業 機械板金作業 治工具仕上げ作業、機械組立仕上げ作業 機械検査作業 コールドチャンバダイカスト作業 電子機器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回 転電機巻線製作作業 冷凍空気調和機器施工作業 糸浸染作業、織物・ニット浸染作業 婦人子供既製服縫製作業 紳士既製服製作業

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

寝具製作	寝具製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	射出成形作業
石材施工	石材加工作業
パン製造	パン製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
ーコン製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
とび	とび作業
左官	左官作業
タイル張り	タイル張り作業
配管	建築配管作業、プラント配管作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	シーリング防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業、ボード仕上げ工事作業
塗装	建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業
工業包装	工業包装作業

2 三級（受検しようとする職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条の基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受検することができる。）

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

職 種	作 業
<p> 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化 処理 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 染色 婦人子供服製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 家具製作 紙器・段ボール箱製造 印刷 製本 </p>	<p> 鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業 ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業 普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業 金属プレス作業 構造物鉄工作業 内外装板金作業、ダクト板金作業 機械板金作業 電気めっき作業 陽極酸化処理作業 治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業 機械検査作業 コールドチャンバダイカスト作業 電子機器組立て作業 回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業 冷凍空気調和機器施工作業 糸浸染作業、織物・ニット浸染作業 婦人子供既製服縫製作業 紳士既製服製造作業 寝具製作作業 帆布製品製造作業 ワイシャツ製造作業 家具手加工作業 木製建具手加工作業 印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、段ボール箱製造作業 オフセット印刷作業 製本作業 </p>

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

<p>職 種</p>	<p>プラスチック成形 強化プラスチック成形 石材施工 パン製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 サッシ施工 表装 塗装 工業包装</p>
<p>作 業</p>	<p>圧縮成形作業、射出成形作業、ブロー成形作業 手積み積層成形作業 石材加工作業、石張り作業 パン製造作業 ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業 かまぼこ製品製造作業 大工工事作業 かわらぶき作業 とび作業 左官作業 タイル張り作業 建築配管作業、プラント配管作業 型枠工事作業 鉄筋組立て作業 コンクリート圧送工事作業 シーリング防水工事作業 プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業 ビル用サッシ施工作業 壁装作業 建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業 工業包装作業</p>
<p>さく井</p>	<p>パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工</p>
<p>3 基礎級</p>	

<p>家具製作</p> <p>布はく縫製</p> <p>帆布製品製造</p> <p>寝具製作</p> <p>紳士服製造</p> <p>婦人子供服製造</p> <p>ニット製品製造</p> <p>染色</p> <p>冷凍空気調和機器施工</p> <p>プリント配線板製造</p> <p>電気機器組立て</p> <p>電子機器組立て</p> <p>電気機器組立て</p> <p>ダイカスト</p> <p>機械検査</p> <p>仕上げ</p> <p>機械検査</p> <p>アルミニウム陽極酸化処理</p> <p>工場板金</p> <p>めつき</p> <p>建築板金</p> <p>鉄工</p> <p>金属プレス加工</p> <p>鍛造</p> <p>機械加工</p> <p>鋳造</p>	<p>事作業</p> <p>鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業</p> <p>ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業</p> <p>普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシンングセンタ作業</p> <p>金属プレス作業</p> <p>構造物鉄工作業</p> <p>内外装板金作業、ダクト板金作業</p> <p>機械板金作業</p> <p>電気めつき作業、溶融亜鉛めつき作業</p> <p>陽極酸化処理作業</p> <p>治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業</p> <p>機械検査作業</p> <p>ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業</p> <p>電子機器組立て作業</p> <p>回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業</p> <p>プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業</p> <p>冷凍空気調和機器施工作業</p> <p>糸浸染作業、織物・ニット浸染作業</p> <p>丸編みニット製造作業、靴下製造作業</p> <p>婦人子供既製服縫製作業</p> <p>紳士既製服製造作業</p> <p>寝具製作作業</p> <p>帆布製品製造作業</p> <p>ワイシャツ製造作業</p> <p>家具手加工作業</p>
---	---

<p> 器具製作 紙器・段ボール箱製造 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 石材施工 パン製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき とび 左官 築炉 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 ウェルポイント施工 </p>	<p> 木製建具手加工作業 印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業 オフセット印刷作業 製本作業 圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業 手積み積層成形作業 石材加工作業、石張り作業 パン製造作業 ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業 かまぼこ製品製造作業 大工工事作業 かわらぶき作業 とび作業 左官作業 築炉作業 タイル張り作業 建築配管作業、プラント配管作業 型枠工事作業 鉄筋組立て作業 コンクリート圧送工事作業 シーリング防水工事作業 プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業 保温保冷工事作業 ビル用サッシ施工作業 ウェルポイント工事作業 </p>
--	---

工業包装	工業包装業	壁装作業 建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業
------	-------	-------------------------------------

二 手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(1) 手数料

職種名	手数料
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装	一七、九〇〇円
機械検査、婦人子供服製造	一四、九〇〇円

(2) 実施期日

別途岡山県職業能力開発協会（三二を除き、以下「協会」という。）が指定する日に行う。

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

(4) 問題の公表

あらかじめ協会から受検者宛送付する。

2 学科試験

(1) 手数料

三、一〇〇円

(2) 実施期日

別途協会が指定する日に行う。

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

三 受検申請の手続

1 提出書類

(1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

岡山県職業能力開発協会

岡山市北区内山下二丁目三番一〇号（〒七〇〇一〇八二四）

3 受付期間

随時受け付ける。

4 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙は、協会の事務所で交付する。なお、郵便による送付を希望する者は、協会へ請求すること。

(2) 申請書を郵便又は信書便により送付する場合は、書留郵便又はこれに準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

四 手数料の納付

手数料は、申請書の提出時に納付すること。なお、実技試験又は学科試験を免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

五 その他

1 合格者には、合格証書を交付する。

2 天災その他やむを得ない事由により協会が技能検定の全部又は一部を実施するこ

とができない場合には、当該技能検定に係る実施職種、実施期日、実施場所、申請書の提出期限その他当該技能検定の実施に必要な事項について変更することがある。

3 不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六一二二六一七三七八七）又は協会（電話〇八六一二二五一五四七）に問い合わせること。

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

〔八六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山県英田郡西粟倉村地内及び鳥取県八頭郡智頭町地内
測量の種類	公共測量（航空レーザ測量）
終了年月日	平成三十一年一月三十一日

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

〔八七〕港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三の規定により、宇野港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

平成三十一年三月一日

宇野港 港湾管理者 岡山県
代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 変更事項

旅客船埠頭計画

宇野地区

（変更前）

水深十メートル 岸壁一バース 延長二百八十メートル（公共）

水深五メートル 岸壁一バース 延長百二十メートル（公共）

水深三メートル 小型栈橋 五基（公共）

埠頭用地 一ヘクタール（旅客施設用地）

（変更後）

水深十メートル 岸壁一バース 延長二百八十メートル（公共）

水深五メートル 岸壁一バース 延長百二十メートル（公共）

水深三メートル 小型栈橋 五基（公共）

水深三メートル 小型栈橋 一基（専用）

埠頭用地 一ヘクタール（旅客施設用地）

二 変更後の港湾計画の縦覧場所

岡山県土木部港湾課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所（玉野市宇野一丁目八番九号）

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

〔八八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字野荒四一七一六、四一七一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区富田三三七一ソレイユコート富田一〇二号室

森田 裕充

三 許可番号

岡山県指令建指第三一九号

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

◎岡山県人事委員会公示第一号

平成三十一年度岡山県職員A採用試験（アピール型）を次のとおり実施する。

平成三十一年三月一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
行政	五名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

(1) 平成五年四月二日から平成十年四月一日までに生まれた者

(2) 平成十年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成三十二年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 基礎能力試験

言語的理解力、数量的処理能力及び論理的思考力について択一式による筆記試験を行う。

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

試験の 期日	平成三十一年四月二十一日 (日曜日)			
	東京会場	岡山会場		
試験 会 場	東京都千代田区平河町二丁目六番三号 都道府県会館	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟	岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁本庁舎	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

(2) アピールシート試験

積極性、調整力・コミュニケーション能力、意欲、表現力・国語力等について
記述試験を行う。

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

なお、第一次個別面接において、一定の基準に達しない場合は、第二次個別面接を受験することができない。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

<p>平成三十一年五月二十五日（土曜日）から同月二十七日（月曜日）までのうち一日（第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）</p>	<p>平成三十一年六月八日（土曜日）及び同月九日（日曜日）のうち一日（第二次個別面接受験対象者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）</p>
<p>岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎</p>	

六 採用及び採用後の給与

1 採用

(1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に記載する。

(2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の掲載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十二年四月一日とする。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成三十一年五月十五日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	平成三十一年六月二十日（木曜日）	合格者の受験番号

- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。
- 2 給与

- (1) 平成三十一年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一九三、一〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、平成三十一年三月一日（金曜日）から同月三十一日（日曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求められることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

◎岡山県人事委員会公示第二号

平成三十一年度第一回岡山県警察官採用試験を次のとおり実施する。

平成三十一年三月一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数		主な勤務先及び職務内容
	女性	男性	
警察官A (平成三十一年十月採用)	二名	八名	警察本部、警察署等において、個人の生命、身体及び財産の保護に当たり、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序を維持する職務に従事する。
警察官B (平成三十一年十月採用)	二名	八名	
警察官A (平成三十二年四月採用)	六名	四十九名	

二 受験資格

1 学歴、年齢及び性別

試験区分	受験資格
警察官A (男性) 警察官A (女性) (平成三十一年十月採用)	昭和六十一年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成三十一年九月三十日までに卒業見込みの者

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

	<p>(2) 岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者</p>
<p>警察官B (男性) 警察官B (女性) (平成三十一年十月採用)</p>	<p>昭和六十一年四月二日から平成十三年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。</p> <p>(1) 警察官A (平成三十一年十月採用) の受験資格を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) 及び高等学校を平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までに卒業見込みの者 (岡山県人事委員会が、同等の資格があると認める者を含む。)</p>
<p>警察官A (男性) 警察官A (女性) (平成三十二年四月採用)</p>	<p>昭和六十一年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) を卒業した者又は平成三十二年三月三十一日までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者</p>

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

						警察官A(男性) 警察官A(女性)	試験区分								
						教養試験	種目								
						論文試験									
						適性検査									
						体力試験									
						性格、心理等について検査を行う。									
						表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。									
						大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。									
						反復横跳び、上体起こし、握力及び二〇メートルシャトルランを行う。	内容								
項目	警察官(男性)	警察官(女性)	反復横跳び	二〇秒間に四回以上	二〇秒間に四〇回以上	握力	左右平均三七キログラム以上	左右平均二四キログラム以上	上体起こし	三〇秒間に二回以上	三〇秒間に一回以上	五回以上	二〇メートルシャトルラン	四三回以上	二五回以上

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

<p>身体検査1</p>	<p>指及び関節運動について職務遂行に支障がないかどうかの検査を行う。</p>
<p>資格加 点</p>	<p>七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、警察業務に資する専門的技能及び知識について行う。</p>
<p>分 野</p>	<p>資格・免許・検定</p>
<p>柔 道</p>	<p>二段以上（公益財団法人講道館の段位に限る。）</p>
<p>剣 道</p>	<p>二段以上（一般財団法人全日本剣道連盟の段位に限る。）</p>
<p>英 語</p>	<p>実用英語技能検定（英検）二級以上 TOEIC四七〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（PBT）四六〇点以上 TOEFL（CBT）一四〇点以上 TOEFL（iBT）四八点以上 国際連合公用語英語検定試験</p>

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

				警察官B(男性) 警察官B(女性)				
体力試験	適性検査	作文試験	教養試験					
反復横跳び、上体起こし、握力及び二〇メートルシャトルランを行う。	性格、心理等について検査を行う。	表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。	情報処理	財務	韓国語	中国語	C級以上
				情報処理技術者試験(経済産業省認定の国家資格)合格者	日商簿記検定試験二級以上	韓国語能力試験四級以上 以上	中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上(平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあつては、三級以上) TECC四〇〇点以上	

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

<p>資格加 点</p>		<p>身体検査1</p>																		
			<p>七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、警察業務に資する専門的技能及び知識について行う。</p>	<p>指及び関節運動について職務遂行に支障がないかどうかの検査を行う。</p>	<table border="1"> <tr> <td>ラン</td> <td>ニ〇メートルシャツトル</td> <td>握力</td> <td>起上</td> <td>反復</td> <td>項目</td> </tr> <tr> <td>二段以上（公益財団法人講道館の段位に限る。）</td> <td>四三回以上</td> <td>左右平均三七キログラム以上</td> <td>三〇秒間に二回以上</td> <td>二〇秒間に四五回以上</td> <td>警察官(男性)</td> </tr> <tr> <td>資格・免許・検定</td> <td>二五回以上</td> <td>左右平均二四キログラム以上</td> <td>三〇秒間に一回以上</td> <td>二〇秒間に四〇回以上</td> <td>警察官(女性)</td> </tr> </table>	ラン	ニ〇メートルシャツトル	握力	起上	反復	項目	二段以上（公益財団法人講道館の段位に限る。）	四三回以上	左右平均三七キログラム以上	三〇秒間に二回以上	二〇秒間に四五回以上	警察官(男性)	資格・免許・検定	二五回以上	左右平均二四キログラム以上
ラン	ニ〇メートルシャツトル	握力	起上	反復	項目															
二段以上（公益財団法人講道館の段位に限る。）	四三回以上	左右平均三七キログラム以上	三〇秒間に二回以上	二〇秒間に四五回以上	警察官(男性)															
資格・免許・検定	二五回以上	左右平均二四キログラム以上	三〇秒間に一回以上	二〇秒間に四〇回以上	警察官(女性)															

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

財 務	韓 国 語	中 国 語	英 語	剣 道
日商簿記検定試験二級以上	韓国語能力試験四級以上 ハングル能力検定試験準二級以上	中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあつては、三級以上） TECC四〇〇点以上	C級以上 国際連合公用語英語検定試験以上 TOEFL(iBT) 四八点以上 TOEFL(CBT) 一四〇点以上 TOEFL(PBT) 四六〇点以上 TOEFL(PBT) 四六〇点以上 TOEIC四七〇点以上（団体特別受験制度(IPテスト)によるものを除く。)	二段以上（一般財団法人全日本剣道連盟の段位に限る。）

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

2 第二次試験

(1) 口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

(2) 身体検査²

所定の身体検査書の提出により、職務遂行に必要な身体状態の検査を行う。検査費用は、受験者の負担とする。

項目	警察官（男性）	警察官（女性）
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上	
色覚	職務遂行に支障のないこと。	
聴力	職務遂行に支障のないこと。	
精密検査	職務遂行に支障のない身体状態であること。	

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

(1) 教養試験、論文試験又は作文試験、適性検査及び資格加點

試験の期日	平成三十一年五月十二日（日曜日）
試験会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟

情報処理

情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

(2) 体力試験及び身体検査1

試験の期日	平成三十一年五月三日（金曜日）から 同月六日（月曜日）まで及び同月十一日（土曜日）のうち一日（受験申込者 に対して、直接通知する。）
試験会場	岡山市北区玉柏二七五三 岡山県警察学校

2 第二次試験（口述試験及び身体検査2）

口述試験の期日	平成三十一年七月六日（土曜日）から 同月八日（月曜日）まで及び同月十三日（土曜日）から同月十六日（火曜日） までのうち一日（第一次試験の合格者 に対して、直接通知する。）
口述試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成三十一年六月五日（水曜日）	合格者の受験番号

平成31年3月1日 岡山県公報 第12072号

第二次試験	平成三十一年七月二十三日(火曜日)	合格者の受験番号
-------	-------------------	----------

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者（岡山県警察本部長をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、試験区分が平成三十一年十月採用の者にあつては同月一日とし、試験区分が平成三十二年四月採用の者にあつては同月一日とする。

2 給与

- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。
- (1) 平成三十一年四月採用者（新卒者）の給料月額は、次のとおりである。

試験区分	学歴	給料月額
警察官 A	大学卒業	二一六、五〇〇円
警察官 B	短期大学卒業	一九八、八〇〇円
	高等学校卒業	一八三、八〇〇円

- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。
- 2 受験申込書は、平成三十一年三月一日（金曜日）から同年四月五日（金曜日）ま

での期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、平成三十一年三月一日（金曜日）から同月二十九日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。